

『住宅用火災警報器取り付けサポート制度』をご活用ください

上尾市消防本部予防課

上尾市消防本部では、住宅用火災警報器の取り付けサポートを実施します。

住宅用火災警報器を購入したけれど、「取り付け方がわからない」または「難しく困っている」というご家庭を対象に、消防職員が皆様のお宅へ直接お伺いし、取り付けを行うものです。費用は一切かかりません。ただし、消防職員は取り付け作業のみを行いますので、住宅用火災警報器は事前に購入をお願いします。

○制度の概要について

(1)目的

この制度は、法令により設置が義務付けられた住宅用火災警報器の設置（取り付け作業）が困難なご家庭に対し、住宅用火災警報器の取り付け作業のサポートを実施し、住宅用火災警報器の普及促進及び住宅防火対策の強化を図ることを目的としています。

(2)実施期間

平成23年11月9日から当分の間

(3)対象

上尾市・伊奈町の住宅

(4)対象とする住宅用火災警報器

取り付けする住宅用火災警報器は電池式のもの（煙式・熱式）とし、電気工事を要する機器については対象外とします。

※住宅用火災警報器は事前に購入をお願いします。

(5)取り付け者

上尾市消防職員

(6)実施内容

住宅用火災警報器の取り付け作業（法令に基づき、天井又は壁に取り付け）。なお、購入に係る手続きは実施しません。

(7)取り付け実施日・時間

平日の午前9時から午後4時30分まで

○取り付けサポートの申し込み方法について

(1) 申し込み

本制度を利用する場合は、「住宅用火災警報器取り付け申込書兼承諾書」(様式1)に必要事項を記入し、上尾市消防本部予防課の窓口へ直接提出してください(受付時間: 平日8時30分から17時15分、FAX・Eメールでの提出も可能)。また、電話での申し込みも受け付けています。

申し込みは原則として取り付け希望日の10日前までをお願いします。

(2) 取り付け実施日の連絡

申し込まれた後、消防本部から取り付け実施日の連絡があります。できる限り取り付け希望日に実施するよう調整しますが、希望日以外となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

○取り付けの実施について

(1) 取り付け作業の実施日

取り付け作業の実施日に消防職員が依頼者宅へお伺いし、住宅用火災警報器の取り付け作業を実施します。取り付けに必要な工具類は消防職員が用意します。

(2) 事前確認

住宅用火災警報器の取り付け作業前に、依頼者と消防職員が共に取り付け場所、取り付け方法等について事前確認を行います。

(3) 作業の完了

すべての住宅用火災警報器の取り付け作業終了後、動作確認を実施します。異常がなければ作業はすべて完了です。

○注意事項

※費用は一切かかりません。この制度に便乗した悪質業者には十分注意してください。

※消防職員がお伺いするときは、身分証明書を携帯します。

※取り付けが必要な場所以外の部屋に入ることはありません。

※消防職員は住宅用火災警報器を販売しませんので、事前にご自身で購入しておいてください。

申し込み・問い合わせは・・・ 上尾市消防本部 予防課
上尾市大字上尾村537番地
電 話 048-775-1314
F A X 048-775-2230
Eメール s582000@city.ageo.lg.jp